

医療機関における新型インフルエンザ診断の流れ

このフローチャートは診断を補助するための簡易版です。正確な診断のためには、必ず厚生労働省が示す新型インフルエンザ症例定義を参照してください。また、症例定義は随時更新されることから、最新のものを入手するようにしてください。

38℃以上の発熱または急性呼吸器症状(*1)を認める

＋ (かつ)

10日以内に、
新型インフルエンザ患者／動物(ブタ等)と濃厚接触歴を有する者
新型インフルエンザがまん延している国に滞在した者(*2)

【発熱外来を設置する医療機関】

【発熱外来を設置しない医療機関】

インフルエンザ迅速診断キット

A型 (+)
かつ
B型 (-)

A型 (-)

B型 (+)

臨床的に新型インフルエンザ
感染が強く疑われる状態 (*3)

はい

いいえ

感染の疑い

一般の診療を継続

○ 患者に対し、保健所等の設置する発熱相談センターに相談し、発熱外来を設置する医療機関を受診するように指示する。

○ 受診にあたっては他の患者に感染することのないよう、マスクを着用する等の指導を行う。

- 最寄りの保健所に連絡。
- 確定診断のため検体を最寄りの保健所に渡す。
- 自院が感染症指定医療機関である場合には入院受入の準備を行う。
- 感染症指定医療機関でない場合には、患者情報を集約し、保健所と相談の上、指定医療機関への受診を勧める。

- 原則として、かかりつけ医を受診するように指示する。(受診に当たっては、事前に電話相談した上で受診するよう指導。)

* 1: 「急性呼吸器症状」とは、少なくとも以下の(ア)～(エ)のうち少なくとも以下の2つ以上の症状を呈した場合をいう。
(ア) 鼻汁もしくは鼻閉 (イ) 咽頭痛 (ウ) 咳 (エ) 発熱または、熱感や悪寒

* 2: 国立感染症研究所等の情報を参考に、症例定義における「新型インフルエンザが蔓延している国又は地域」を以下のとおり定める。メキシコ アメリカ(本土) カナダ (5月5日14:00 最終更新)

※今後の状況に応じて、更新されるので、要確認。

URL: <http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou04/index.html>

* 3: 「臨床的に新型インフルエンザ感染が強く疑われる状態」とは、患者の疫学的背景や臨床経過、症状等を勘案し、医師の判断によるものとする。

なお、「感染疑い」とするには、他の疾患を除外する等、十分に慎重な判断が必要。